

社会福祉法人ブシケおおた 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年10月1日～令和11年9月30日までの4年間
2. 内容

目標1：計画期間中に常勤職員の所定労働時間を短縮し、育児・介護負担軽減等による働きやすい職場環境づくりをすすめていく。

<対策>

- 令和7年10月～ 所定労働時間の短縮（週40時間→35時間）を試行的に実施し、実施に係る課題等について確認するとともに、その改善策の検討し、実施する。
- 令和8年4月～ 所定労働時間短縮措置の制度化を行う。

目標2：職員の平均時間外・休日労働時間（宿直勤務を除く）を削減するために、業務の見直しやIT化をすすめていく。

<対策>

- 令和7年10月～ 法人本部・管理職を対象とした意識改革のための研修を3回程度、実施。
- 令和7年11月～ 業務の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施。
- 令和7年11月～ 各職場における問題点の検討及び研修の実施。

（令和7年9月18日策定）